

豊島区 景観形成ガイドライン

建築物編

雑司が谷地域景観形成特別地区 追録編



令和元（2019）年 8月



豊島区景観形成ガイドライン（建築物編）について

豊島区は、これまでの区独自の景観条例でもあったアメニティ形成条例の取り組みを受け継ぎながら、心地よい都市空間を創出するために、景観法に基づく「豊島区景観計画」を平成28(2016)年3月に策定し、次世代が誇れる文化と魅力を備えた都市の創出を進めています。

「景観形成ガイドライン(建築物編)」は、「豊島区景観計画」の改定を踏まえ必要な見直しを行っています。

<今回の改定>

景観形成特別地区「雑司が谷地域」の指定に伴う改定

目 次

豊島区景観形成ガイドライン (建築物編)の改定箇所	改定内容	ページ
第2章 景観形成基準		
1. 建築物の基準	景観形成特別地区 に「雑司が谷地域」を 追加	02
(2) 景観形成特別地区の景観形成基準		04
A. 鬼子母神堂周辺・大門ケヤキ並木道沿道		04
B. 雑司が谷地域住宅地エリア		08
C. 環状5の1・補助81号線沿道エリア		12
D. 幹線道路・東通り沿道エリア		16
2. 工作物の基準		22
3. 開発行為の基準		26
4. 色彩の基準 (4) 景観形成特別地区の色彩基準		27